

# コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

## 凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
金融商品取引法	金商法
企業内容等の開示に関する内閣府令	企業内容等開示府令
外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令	外国債等開示府令
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則	財務諸表等規則

## 目次

I. 有価証券届出書等における「売出人」（個人の場合）の住所記載の簡素化について	1
II. 新規公開時に提出する有価証券届出書の「株式公開情報」の記載内容の簡略化について	06
III. 「事業等のリスク」の記載時点の継続開示書類間での統一的な取扱い	10

I. 有価証券届出書等における「売出人」（個人の場合）の住所記載の簡素化について		
01	<p>有価証券届出書等の EDINET への提出について、「売出しに係る所有者の住所」を記載する場合、当該所有者が個人である時は、所有者の住所をすべて記載したデータを公衆の縦覧に供しない書類（本文）を提出する場合に使用するフォルダ（PrivateDoc）に格納し、所有者の住所のうち市区町村名までを記載したデータを公衆の縦覧に供する書類（本文）を提出する場合に使用するフォルダ（PublicDoc）に格納して提出するという理解でよいか。</p> <p>また、有価証券届出書等の添付書類についても、「売出しに係る所有者の住所」を記載する場合、当該所有者が個人である時は、所有者の住所をすべて記載したデータを公衆の縦覧に供しない書類を提出する場合に使用するフォルダ（PrivateAttach）に格納し、所有者の住所のうち市区町村名までを記載したデータを公衆の縦覧に供する書類を提出する場合に使用するフォルダ（AttachDoc）に格納して提出するという理解でよいか。</p>	<p>いずれについても、ご理解のとおりです。</p> <p>なお、EDINET による有価証券届出書等の提出のための手順については、平成 22 年 12 月 21 日に公表された『書類提出操作ガイド』及び『提出書類ファイル仕様書』によってください。</p>
02	<p>売出価格等の決定に伴う訂正届出書の提出に際しても、個人の売出人が含まれる場合、上記 01 と同様の対応という理解でよいか。</p> <p>又は、売出人及び売出人の住所の記載を省略しても差し支えはないか。</p>	<p>訂正届出書の提出手順については、ご理解のとおりです。</p> <p>また、訂正届出書における売出人及び売出人の住所の記載についての省略は認められないため、全て記載</p>

		してください。
03	<p>売出人が個人である場合、有価証券届出書等を公衆縦覧に供する際の売出人の住所については、市区町村までの表示としている一方、目論見書の記載内容に関しては改正されていない。個人情報保護という観点からの改正であるならば、実際に投資家の目に触れる目論見書についても、同様の改正をお願いしたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、規定を修正致しました。</p>
04	<p>有価証券の所有者売出人が個人である場合には、当該有価証券の売出しによる有価証券届出書において、当該所有者の住所のうち市町村までの部分以外の部分を「公衆の縦覧に供しないものとする」とされているが、「公衆の縦覧に供しないことが出来るものとする」等、個人所有者の判断によるものとしてはどうか。</p> <p>なお、大量保有報告府令においても、個人が提出者・共同保有者である場合、当該個人の住所を記載することになっているが、開示府令と平仄を取った対応が望ましいと考える。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、規定を修正致した。</p> <p>なお、今般の見直しは、企業内容等の開示制度における売出人の住所について行うものです。このため、大量保有報告書における保有者・共同保有者である個人の住所については従来どおりです。</p>
05	<p>売出人の住所記載を簡略化した有価証券届出書等をEDINETにより公衆縦覧に供する場合、運用フローの変更が予想されることから、実務に混乱が生じないように、新たな運用フローの速やかな公表と十分な周知をお願いしたい。</p>	<p>EDINETによる有価証券届出書等の提出のための手順については、平成22年12月21日に公表された『書類提出操作ガイド』及び『提出書類ファイル仕様書』によってください。</p>
<p><b>II. 新規公開時に提出する有価証券届出書の「株式公開情報」の記載内容の簡略化について</b></p>		
06	<p>「(中略)当該取得者の人数及び当該取得者の割当株数の総数を欄外に記載することができる。この場合には、(b)から(d)までによる記載を要しない。」とあり、「価格(単価)」について言及していないが、当該取得者の人数及び当該取得者の割当株数の総数についての「価格(単価)」の記載は要しないという理解でよいか。</p>	<p>ご指摘の点が明確となるよう企業内容等開示府令第二号の四様式の記載上の注意を修正致しました。</p>
07	<p>「(中略)当該新株予約券証券の目的である株式の総数が1,000株以下である場合には、(中略)」の「1,000株」は議決権ベースではなく、「株数単位」という理解でよいか。</p> <p>また、この「1,000株」は様式第二号の四様式の(記載上の注意)(14)株主の状況b「(中略)ただし、所有株式数が1,000株以下である者については、所有株式数ごとに人数のみを記載しても差し支えない。(中略)」の「1,000株」と同一という考え方でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
08	<p>1,000株以下のストックオプションについて個別開示を省略することでは、必ずしも簡略化の効果が得られないの</p>	<p>公開前の株式の移動に関する情報の一環として、最近事業年度の末日</p>

	<p>ではないか。簡略化の一層の成果を上げる為、足切りとなる株数を大幅に増加してほしい。</p> <p>また、株式数を基準とした足切りは、発行済み株式数、株式1個の有する価値、ストックオプション付与従業員数などが会社ごとに大きく異なることを考えると必ずしも適切な基準とは言えない場合もあるため、ストックオプション対象株式数そのものではなく、当該株式数の発行済株式数又は発行済株式数と潜在株式数の合計株数に対する比率をもって足切り基準とすべきではないか。なお、この場合には、記載上の注意(14)株主の状況bについても、株式数でなく、かかる比率に変更してほしい。</p> <p>仮に、1,000株の基準とするならば、記載上の注意(14)株主の状況bと同様に50名程度の記載に止めることとしてほしい。</p>	<p>の2年前から届出書提出日までの間の株主割当以外の方法（第三者割当等）による新株等の発行を行った場合における当該株式等の発行の内容、取得者の概況及び取得者の株式等の移動状況についての記載を求めるものです。ただし、その対象者が、ストックオプションを付与された従業員であって、かつ割当株数が、小さいものについてまで、詳細な記載を求めることとしてもその情報は、投資判断上有用であるとは考えられないため、発行者の負担を軽減するという観点から、1,000株以下のストックオプションの付与を受けた従業員の株数等を簡略化することとしたものです。これらの趣旨を考慮すると、1,000株以上の基準や50名程度の記載にとどめるというような簡略を行うことは困難です。</p>
09	<p>そもそも従業員に対するストックオプションの目的での付与であり、特別利害関係者等を除外していれば、従業員に対して全体で何株相当のストックオプションが付与されているかが開示されていれば足りると思われ、個々の従業員の氏名・住所までの開示は不要と思われる。よって、個数が少ない場合に限らず、ストックオプション全般について、従業員の数および取得者の割当株式の総数を欄外で記載することで足りることとしていただきたい。</p>	<p>上記の08の回答の通り、ストックオプション全般について、従業員の数および取得者の割当株式の総数を欄外で記載するというような簡略化についても認められません。</p>
<p><b>Ⅲ. 「事業等のリスク」の記載時点の継続開示書類間での統一的な取扱い</b></p>		
10	<p>有価証券報告書における記載時点は、事業年度末日とされているものの、実務においては、判断時点が提出日より近いものであれば良いとの解釈もみられる。今回の改正案では、期末日時点で判断することとされているが、有価証券報告書と同様、提出日より近い時点での判断を妨げることはないのか、確認したい。</p>	<p>規定上は、期末日現在の「事業等のリスク」を記載することになります。ただし、提出日より近い時点での判断を妨げるものではないと考えられます。</p>
11	<p>新成長戦略における「四半期報告の大幅簡素化」という観点からは、リスク情報の開示が、四半期ごとに必要なのか、その必要性について改めて検討すべきである。継続企業を前提としたいいわゆる通常の会社の場合は、最短でも半期ごとの開示で十分であり、通常でない会社についても、</p>	<p>「四半期報告の大幅簡素化」については、別途検討中です。</p>

	<p>継続企業の前提に関する注記に記載することによって、利用者の判断を誤らせることはない。</p>	
12	<p>継続開示書類のリスク情報は「期末日時点」で統一されているが、届出書等においては「提出日時点」のリスク情報を開示するため、タイミングによっては届出書提出日現在の最新のリスク情報が開示された後に、前期末時点の古いリスク情報が開示される事態が生じる。</p> <p>また、届出書の追完・参照情報では直近の「継続開示書類の提出日以後」に生じた事象、変更等について記載することとされており、継続開示書類に期末時点の情報しか記載されていないとなると、空白の期間が生じることにもなる。したがって、継続・発行開示書類ともに提出日現在で統一すべきではないか。</p>	<p>財務諸表等規則の継続企業の前提に関する注記（GC注記）については会計期間末日現在で記載することとされており、これに合わせるため、定期報告における「事業等のリスク情報」については「期末日現在」で統一しました。なお、上記の10の回答の通り、規定上は、期末日時点を求めますが、提出日時点での判断を妨げるものではないと考えられます。</p>